

茨城県土木部における総合評価方式の
試行に関する運用ガイドライン
【委託業務編】

平成28年2月

はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行されました。平成26年6月には品確法が改正され、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が目的として追加されたところです。

また、品確法第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が平成26年9月に変更され、品確法第22条に基づき、「発注事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）についても、平成27年1月に策定がされたところです。

本書は、茨城県土木部が発注する委託業務について、品確法及び基本方針や運用指針に基づき品質確保を図っていくため、総合評価方式の試行に際しての運用ガイドラインを示したものです。本ガイドラインを参考に、品確法及び基本方針や運用指針の趣旨に鑑み、適切に運用願います。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の試行結果等を踏まえ、改善を図っていく予定です。

目 次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式の意義	1
(2) 総合評価による落札者の決定方法	2
(3) 総合評価方式の種類	3
2. 総合評価方式の実施手順（特別簡易型・簡易型）	4
3. 競争参加資格要件について	
(1) 入札参加者に対する資格要件	5
(2) 予定管理技術者に対する資格要件	6
4. 評価基準の設定	
(1) 評価項目と配点	7
(2) 評価項目と評価基準	8
(3) 評価の方法	9
5. 評価基準の基本例	
(1) 特別簡易型の例	10
(2) 簡易型の例	11
6. 学識経験者からの意見聴取	12
7. 技術資料の審査・評価	13
8. 評価内容の担保と技術提案等の保護	14
9. 低入札価格調査制度の適用	14
10. 情報公開	14
11. 特記仕様書の記載例	15

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式の意義

公共工事に関する委託業務は、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が発生するおそれがあるとともに、団塊世代の技術者の大量退職などにより、成果品の品質低下に対する懸念が高まっている。

このような背景を踏まえて、平成26年6月に改正品確法が公布・施行された。その中で、公共工事に関する調査及び設計の品質確保についての項目である改正品確法第24条第1項では、「公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない」と規定している。さらに、改正品確法を踏まえて運用指針の中で、総合評価方式の活用が明記されている。

総合評価方式で実施する委託業務の内容としては、事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務である。なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務も該当する。

委託業務の総合評価方式を実施することにより、調査や設計業務といった川上段階から品質確保を図り、品確法の目的である「公共工事の品質確保」を実現することにつなげていくことが重要である。

(2) 総合評価による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

また、評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

①評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

②技術評価点の設定

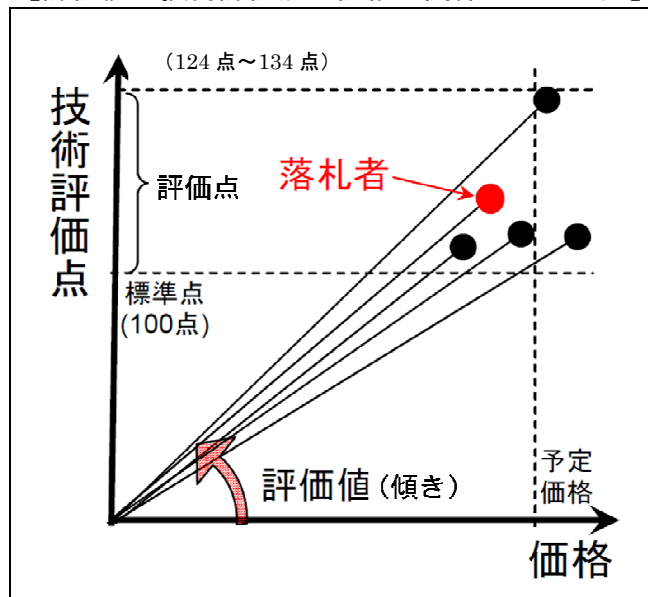
標準点を100点，評価点を24点～34点で設定する。

	評 価 点
特別簡易型	24点
簡易型	34点

③計算例

	入札価格	評価点	評価値
A社	9.9百万円	22.0点	$(100 + 22.0) \div 9.9 = \underline{1.232}$
B社	10.0百万円	24.0点	$(100 + 24.0) \div 10.0 = \underline{1.240}$ 落札

【評価値と技術評価点・価格の関係イメージ図】



【参考】 除算方式の考え方

- ①企業の技術力，信頼性，社会性や技術提案された性能，機能，技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価。
- ②価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$
- ③入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち，評価値の最も高いものを落札者とする。ここで，「価格」と「価格以外の要素」を総合評価。

(3) 総合評価方式の種類

適用する業務の特性や難易度等に応じて「特別簡易型」または「簡易型」を選択する。

①特別簡易型

高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務であるが、業務実施に関する工夫の余地が少なく、発注者が業務実施方針を求めることを要さない場合を選択する。

企業及び配置予定技術者の技術的能力等と価格による総合評価を行う。

②簡易型

高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の実施において、適切かつ確実な業務履行能力をもつ企業に履行させることにより、その業務の品質をより高められることが図られるもので、発注者が業務実施方針を求めたい場合を選択する。

業務理解度などの業務実施方針や企業及び配置予定技術者の技術的能力等と価格による総合評価を行う。

【特別簡易型と簡易型の選択の目安】

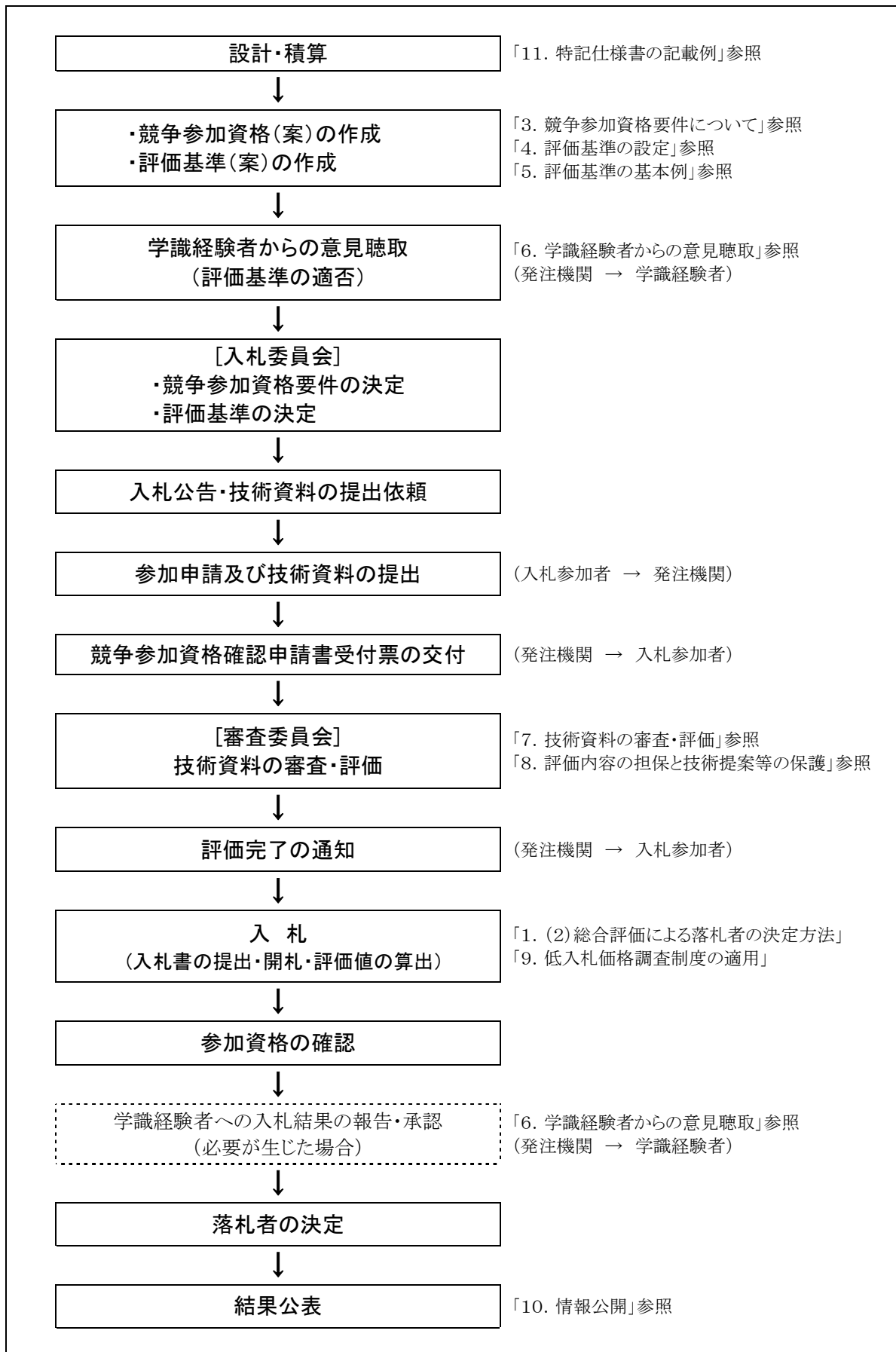
①特別簡易型

- ・ 技術的に工夫する余地の少ないもの
- ・ 工事中及び供用後において特に配慮すべき事項がないもの
- ・ 概ね設計金額15,000（千円）未満の業務。

②簡易型

- ・ 技術的に工夫を求めるもの、または工夫する余地があるもの
- ・ 設計条件の中で、関係機関や第3者などの条件を特に重視する必要があるもの
- ・ 国または市町村など他機関と共同で実施するもの
- ・ 事業の供用開始時期が決まっているもので、詳細な工程計画を求める必要があるもの
- ・ 工事中または供用後において、第3者対策、環境、騒音対策など、配慮すべき事項があるもの
- ・ 施工計画（仮設計画など）を考慮すべきもの
- ・ 概ね設計金額15,000（千円）以上の業務。

2. 総合評価方式の実施手順（特別簡易型及び簡易型）



3. 競争参加資格要件について

(1) 入札参加者に対する資格要件

○基本的要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ②土木関係建設コンサルタント業務に係る茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- ④茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

○業務実績等に関する資格要件

- ①同種又は類似の業務について実績があること。
（原則として全ての業務に設定する。同種又は類似の業務の内容は個別の業務に応じて決定する。同種又は類似の業務の内容を明示する。）

（参考）

1. 「国，地方公共団体，特殊法人等」が発注した同種又は類似業務を資格要件とする場合の「国，地方公共団体，特殊法人等」とは，国，地方公共団体（注1），地方公社（注2），特殊法人等（注3），公益法人（注4），とする。

（注1）「地方公共団体」とは，地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県，市町村）及び特別地方公共団体（特別区，地方公共団体の組合，財産区，及び地方開発事業団）をいう。

（注2）「地方公社」とは，地方道路公社法に基づく道路公社，公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した土地開発公社，地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設置した住宅供給公社をいう。

（注3）「特殊法人等」とは，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す，首都高速道路（株），東日本高速道路（株），独立行政法人都市再生機構など（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人，附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人，地方共同法人日本下水道事業団をいう。また，国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

（注4）「公益法人」とは，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人，及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

4. 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算し評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該業務の種類や条件などを勘案し、業務の成果品によっては、施工計画等に影響を受ける施工業者や、整備される公共施設の利用者、ひいては県民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとする。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の業務の特性に応じ技術的観点から必要な条件を具体的に設定すること。

(1) 評価項目と配点

①特別簡易型の配点

評価項目		配点
企業の技術力	業務実績	4.0
配置予定 管理技術者の 技術力	保有資格	2.0
	業務経験	4.0
	地域内における業務経験(選択)※	(2.0)
	手持ち業務量	2.0
配置予定 照査技術者の 技術力	保有資格	2.0
	業務経験	4.0
	手持ち業務量	2.0
地域貢献度	災害協定締結の有無	2.0
地域精通度	地域内拠点の有無(選択)※	(2.0)
合計		24.0

②簡易型の配点

評価項目		配点
企業の技術力	業務実績	4.0
配置予定 管理技術者の 技術力	保有資格	2.0
	業務経験	4.0
	地域内における業務経験(選択)※	(2.0)
	手持ち業務量	2.0
配置予定 照査技術者の 技術力	保有資格	2.0
	業務経験	4.0
	手持ち業務量	2.0
地域貢献度	災害協定締結の有無	2.0
地域精通度	地域内拠点の有無(選択)※	(2.0)
業務実施方針	【業務内容等に応じ2～3項目の課題を設定】	10.0
合計		34.0

※評価項目 地域内における業務経験または地域内拠点の有無のどちらかを選択する。

(2) 評価項目と評価基準

①企業の業務実績

同種業務を元請けとして完了した実績により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において完了した設定金額以上の国、地方公共団体、特殊法人等発注の同種業務実績とする。

ただし、これらについては当該業務の条件等に応じて変更できるものとする。

②配置予定管理技術者の保有資格

配置予定管理技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は当該業務の条件等に応じて定める。

③配置予定管理技術者の業務経験

同種業務を元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において完了した設定金額以上の国、地方公共団体、特殊法人等発注の同種業務を管理技術者または照査技術者として完了した経験とする。

ただし、これらについては当該業務の条件等に応じて変更できるものとする。

④地域内における業務経験（選択）

配置予定管理技術者が同種業務を〇〇事務所(工務所)管内で完了した経験により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において完了した国、地方公共団体、特殊法人等発注の同種業務を〇〇事務所(工務所)管内で元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験とする。

なお、県内業者のみを入札参加者とする場合、もしくは県外業者のみを入札参加者とする場合に評価項目として選択するものとする。

⑤配置予定管理技術者の手持ち業務量

入札公告日現在における国、地方公共団体、特殊法人等が発注した100万円以上の管理技術者及び照査技術者としての手持ち業務量が〇件未満である場合に評価する。

評価の対象とする手持ち業務量の件数については当該業務の条件等に応じて定める。

⑥配置予定照査技術者の保有資格

配置予定照査技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は当該業務の条件等に応じて定める。

⑦配置予定照査技術者の業務経験

配置予定管理技術者の業務実績等に関する資格要件で設定した同種業務を元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において完了した

設定金額以上の国、地方公共団体、特殊法人等発注の同種業務を管理技術者または照査技術者として従事した経験とする。

ただし、これらについては当該業務の条件等に応じて変更できるものとする。

⑧配置予定照査技術者の手持ち業務量

入札公告日現在における国、地方公共団体、特殊法人等が発注した100万円以上の管理技術者及び照査技術者としての手持ち業務量が〇件未満である場合に評価する。

評価の対象とする手持ち業務量の件数については当該業務の条件等に応じて定める。

⑨災害協定締結の有無

入札公告日現在における茨城県との災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。

ただし、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合(協定書の実施体制表等に当該企業名の記載がある場合、若しくは協定締結団体等の証明書により確認できる場合)とする。

⑩地域内拠点の有無（選択）

茨城県内に「本店(主たる営業所)」がある場合に評価する。なお、県内業者と県外業者の両方を入札参加者とする場合に評価項目として選択するものとする。

⑪業務実施方針

業務の目的、条件、内容の理解度や工程計画、課題への対応方針など具体的な2～3項目の課題を定め、A4紙2枚以内の対応策の提出を入札参加者より求め評価する。

なお、提出にあたり必要最小限の図面等の資料の添付を可能とする。

(3) 評価の方法

評価方法については、評価項目の特性を踏まえ、数値方式による定量的な評価、又は判定方式による定性的な評価を行う。

なお、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格として、競争参加資格を認めないことができる。

①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判断基準を設け、競争参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。この場合、例えば3階層(優/良/可)での判定では、標準的には、優に該当するものに満点、良に該当するものにはその50%、可は最低点を付与するものとする。

5. 評価基準の基本例（平成27年度版）

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、業務内容や競争参加資格要件等を勘案し、必要に応じ以下の基本例を修正の上、設定すること。

（1）特別簡易型の例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の業務実績 同種業務を元請けとして完了した実績により評価する。 評価の対象は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までに完了した〇,〇〇〇(千円)以上の国,地方公共団体,特殊法人等発注の同種業務の実績とする。 【評価の対象とする業務内容,期間,件数等は当該業務の条件等に応じて定めること】	4.0点	〇件以上の実績あり	満点 4.0点
		〇件以上〇件未満の実績あり	2.0点
		上記以外	0点
イ 配置予定管理技術者の保有資格 配置予定管理技術者の保有資格により評価する。 【評価の対象とする資格は,当該業務の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇を有する。	2.0点
		上記以外	0点
ウ 配置予定管理技術者の業務経験 同種業務を元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験により評価する。 評価の対象は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までに完了した〇,〇〇〇(千円)以上の国,地方公共団体,特殊法人等発注の同種業務の経験とする。 【評価の対象とする業務内容,期間,件数等は当該業務の条件等に応じて定めること】	4.0点	〇件以上の経験あり	4.0点
		〇件以上〇件未満の経験あり	2.0点
		上記以外	0点
エ 地域内における業務経験（選択 ※） 配置予定管理技術者が同種業務を〇〇事務所（工務所）管内で完了した経験により評価する。 評価の対象は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までに完了した国,地方公共団体,特殊法人等発注の同種業務※を〇〇事務所（工務所）管内で元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験とする。	(2.0)点	〇〇事務所管内の経験あり	2.0点
		上記以外	0点
オ 配置予定管理技術者の手持ち業務量 入札公告日時点における100万円以上の業務における手持ち業務量が〇件未満である場合に評価する。 なお,対象業務は,国,地方公共団体,特殊法人等発注の業務において管理技術者または照査技術者として行う業務とする。 【評価の対象とする手持ち業務量の件数は当該業務の条件等に応じて定めること】	2.0点	手持ち業務量が〇件未満	2.0点
		上記以外	0点
カ 配置予定照査技術者の保有資格 配置予定照査技術者の保有資格により評価する。 【評価の対象とする資格は,当該業務の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇を有する。	2.0点
		上記以外	0点
キ 配置予定照査技術者の業務経験 配置予定管理技術者の業務実績等に関する資格要件で設定した同種業務を元請けの管理技術者または照査技術者として完了した経験により評価する。 評価の対象は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までに完了した〇,〇〇〇(千円)以上の国,地方公共団体,特殊法人等発注の同種業務の経験とする。 【評価の対象とする業務内容,期間,件数等は当該業務の条件等に応じて定めること】	4.0点	〇件以上の経験あり	4.0点
		〇件以上〇件未満の経験あり	2.0点
		上記以外	0点

(2/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ク 配置予定照査技術者の手持ち業務量 入札公告日時点における100万円以上の手持ち業務量が〇件未満である場合に評価する。 なお、対象業務は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の業務において管理技術者または照査技術者として行う業務とする。 【評価の対象とする手持ち業務量の件数は当該業務の条件等に応じて定めること】	2.0点	手持ち業務量が〇件未満	2.0点
		上記以外	0点
ケ 災害協定締結の有無 入札公告日現在における茨城県との災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。 ただし、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合（協定書の実施体制表等に当該業者名の記載がある場合、若しくは協定締結団体等の証明書等により確認できる場合）とする。	2.0点	協定の締結あり	2.0点
		協定の締結なし	0点
コ 地域内拠点の有無（選択 ※） 茨城県内に「本店（主たる営業所）」がある場合に評価する。	(2.0)点	茨城県内に本店を有する	2.0点
		上記以外	0点
合計	24.0点		

※評価項目 地域内における業務経験または地域内拠点の有無のどちらかを選択する。

(2) 簡易型の例

- ・(1) 特別簡易型の基本例に、『業務実施方針』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の業務実績	4.0点	※特別簡易型に同じ	【同左】
イ 配置予定管理技術者の保有資格	2.0点		
ウ 配置予定管理技術者の業務経験	4.0点		
エ 地域内における業務経験（選択）	(2.0)点		
オ 配置予定管理技術者の手持ち業務量	2.0点		
カ 配置予定照査技術者の保有資格	2.0点		
キ 配置予定照査技術者の業務経験	4.0点		
ク 配置予定照査技術者の手持ち業務量	2.0点		
ケ 災害協定締結の有無	2.0点		
コ 地域内拠点の有無（選択）	(2.0)点		
サ 業務実施方針 次に掲げる課題への方針について評価する。 課題①業務理解度について ・△△・・・△△ ・△△・・・△△ ・その他考慮すべき事項 課題②工程計画について ・△△・・・△△ ・△△・・・△△ ・その他考慮すべき事項 課題③問題点への対応方針について ・△△・・・△△ ・△△・・・△△ ・その他考慮すべき事項 【評価の対象とする課題等は当該業務の条件等に応じて定める】	10.0点	【1位満点方式】 評価点＝(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め) 不可と評価された場合は競争参加を認めない。	満点 10.0点 欠格
合計	34.0点		

6. 学識経験者からの意見聴取

(1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

(2) 意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

また、当該意見聴取の際に、入札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くこととする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(3) 意見聴取の時期

落札者決定基準については、入札委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行う。

落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、入札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行う。

(4) 意見聴取の方法

- ① 2名以上の学識経験者より意見聴取を行うものとする。
- ② 総合評価方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、会議形式や個別面談により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、電子メール等の通信手段により行うものとする。
なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により聴くこともできるものとする。
- ③ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファックス、電子メール等の通信手段により行うこととする。
- ④ 会議形式により意見を聴く場合の役割分担は以下のとおりとする。
責任者 検査指導課技佐兼課長補佐（技術総括）
庶務 検査指導課
説明 事業主管課又は事業担当事務所
- ⑤ 個別面談又は電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて意見を聴く場合には、上記会議形式の際の役割分担を参考に、検査指導課、事業主管課、事業担当事務所の職員にて対応する。

7. 技術資料の審査・評価

(1) 審査の方法

主管課長は、入札参加者から提出された技術資料の評価について、審査様式により審査委員会に諮り、入札参加者の技術評価点を決定するものとする。

(主管課長：事務所審査委員会では担当課長、課審査委員会では課長補佐等と読み替える。以下同様)

(2) 審査委員会の構成

①本庁発注業務 (1,500 万円以上)

部審査委員会	委員長	土木部技監(総括)
	副委員長	都市局長
	委員	監理課長, 検査指導課長, 主管課長

②本庁発注業務 (1,500 万円未満)

課審査委員会	委員長	主管課長
	副委員長	課長補佐(事務総括)
	委員	室長, 技佐, 課長補佐等で委員長が指名した者

③事務所発注業務

事務所 審査委員会	委員長	所長
	副委員長	次長(事務)
	委員	次長(技術), 検査監, 担当課長等で委員長が指名した者

※審査委員会の成立要件：組織する者の半数以上の者の出席

(3) 具体的な評価の流れ

主管課長及び当該業務を担当する複数の職員により技術資料の実務的な審査を行い、審査委員会にて審査し評価を決定する。

(4) 業務実施方針の評価について

対象業務における目的、条件、内容の理解度や工程計画、問題点への対応方針等が着実に確保される業務実施方針を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

- ① 発注業務を履行するにあたり、業務の目的、現地の状況を踏まえた条件、業務内容の理解度や、各段階における適切な工程計画、業務を実施する際の問題点及びその対応方針などを具体的に提示し、評価基準に対応した適切な内容の記述がある場合に評価する。
- ② 提示した課題において、評価上の着目点(評価ポイント)を事前に設定する等評価基準を明確化しておく。なお、発注者が事前に設定した評価ポイント以外に、課題に対して入札参加者独自に着目した考慮すべき事項についても、品質確保上有益と認められるものは同等に評価の対象とする。
- ③ 評価は、業務実施方針の記載内容について、課題ごとに「優・良・可・評価無し・不可」の判定を行うこととする。

記載内容が評価ポイントに良く合致しており業務履行上の具体的な対策提案があるものを「優」と判定する。

なお、課題に関して、記載内容が白紙であるもの、明らかに法令違反や安全性等が欠如した提案を含むものは「不可」と判定し、業務の履行に当たり不適合であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。

また、他の計画に比べ著しく劣るが欠格とまでは言えない場合などを「評価無し(0点)」と判定する。

- ④ 評価点は、課題ごとの「優・良・可・評価無し」の判定により付与された採点点数の合計値から、1位満点方式により評価点を算定することを基本とする。
- ⑤ 業務実施方針の審査は、公正を期すため業者名称等を伏せて行う。

8. 評価内容の担保

総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映される業務実施方針について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札説明書や特記仕様書に明記する。

業務実施方針どおりの履行が為されなかった場合は、業務成績評点を減ずる措置等を行う。

実際の業務履行に際しては、業務実施方針の内容により履行するものとする。

なお、業務実施方針等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

9. 低入札価格調査制度の適用

茨城県土木部においては、ダンピング対策として最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用してきたところであるが、総合評価方式に関しては地方自治法等における最低制限価格を適用できる法的根拠が無いことから、総合評価方式を実施する際のダンピング対策としては、低入札価格調査制度を適用する。

10. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札説明書等

総合評価方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②競争参加資格
- ③入札の評価に関する基準
 - ・評価項目、評価基準及びその得点配分
 - ・評価項目ごと最低限の要求要件
- ④総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤業務実施方針が履行できなかった場合の措置

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに発注機関において以下の事項を閲覧により公表する。

- ①各入札参加者名
- ②各入札参加者の入札価格
- ③各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④各入札参加者の評価値

(3) 苦情申し立て等への対応

入札参加者又は技術資料提出者より入札又は技術資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

1 1. 特記仕様書の記載例

【総合評価方式に関する特記仕様書の記載例：簡易型の例】

第〇条 本業務は、総合評価方式の対象業務とする。

2 本業務に関する業務実施方針が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて業務を履行しなければならない。

3 発注者は、業務の監督、検査にあたって、業務の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から履行状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。

4 受注者の責により事業実施方針どおりの履行が為されなかった場合は、業務成績評点を減ずる措置を行う。業務成績評定の減点は、最大5点減点する。

(茨城県土木部建設コンサルタント業務成績評定要領施行後に記載)

5 業務実施方針に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。